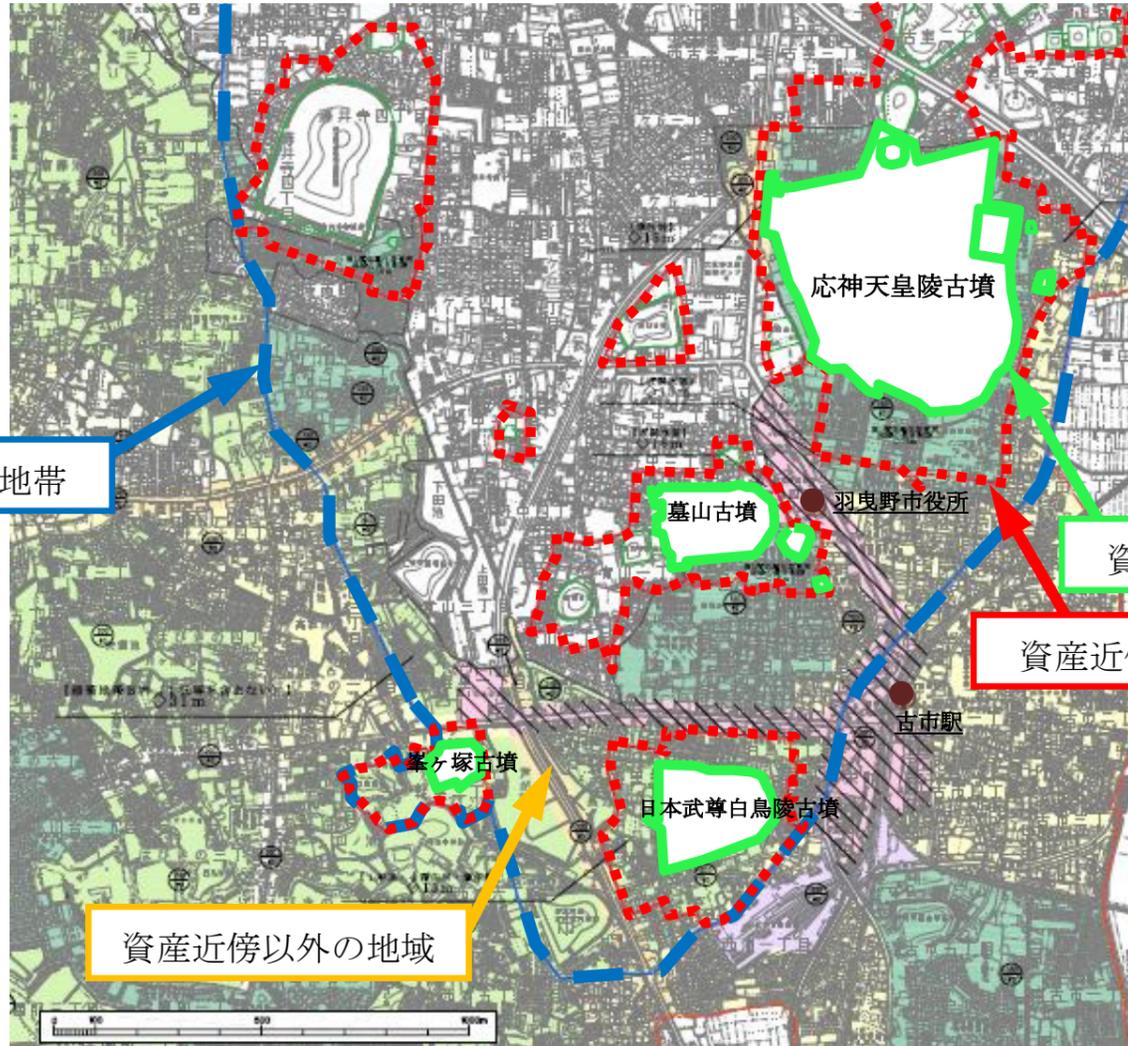


古市古墳群の緩衝地帯の制限内容

古市古墳群の緩衝地帯（羽曳野市域）



緩衝地帯

資産

資産近傍

資産近傍以外の地域

凡例

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 準防火地域

建築物の高さ

【制限の考え方】

- 資産近傍：低層建築物が主体となった地域であることから、これまでの制限を原則維持
- 資産近傍以外の地域：市街地景観の一体性の観点から、突出した高さの建築物の抑制と、巨大前方後円墳の巨大さが感じられるよう周辺からの眺望を考慮し設定

【制限内容】

- 資産近傍：10m以下（第一種低層住居専用地域）・15m以下（その他の地域）
- 資産近傍以外の地域：31m以下（資産近傍以外の住居系用途地域、近隣商業地域）
- ※下線の部分が新たな制限（高度地区）
- ※既存不適格建築物の建替え等は、同規模・同用途等で不適格部分を増加させない等の条件のもと、最初の一回に限り可能

建築物の形態意匠（新たな制限（景観地区））

【制限の考え方】

- 資産近傍：これまで良好な住環境が維持されており、古墳に隣接する地域であることから、緑豊かな古墳と一体となった景観形成に向け、全ての建築物（大規模・中規模・小規模）について外壁の色彩基準等を設定する。
- 資産近傍以外の地域：資産近傍を取り囲む地域であることから、高さ10mを超える建築物（大規模及び中規模建築物）について、緑豊かな古墳群との調和に配慮した外壁の色彩基準等を設定する。

- ※大規模：高さ15m超・地上6階以上・延べ面積3,000㎡超・建築面積2,000㎡超
- 中規模：高さ10m超・地上4階以上・延べ面積500㎡超
- 小規模：高さ10m以下・地上4階未満・延べ面積500㎡以下

【制限内容】

＜色彩基準＞

大規模建築物	【考え方】原則として、市景観計画の景観形成基準を踏襲する。		
	・ベースカラーの範囲は、下表のとおりとする。（自然素材等を除く）		
	色相	明度	彩度
	Y R（橙）系	6以上	4以下
中規模建築物 小規模建築物	【考え方】樹木の緑（明度4～6、彩度4～6）と調和する色彩とする。		
	・ベースカラーの範囲は、下表の範囲とする。（自然素材等を除く）		
	色相	明度	彩度
	Y R（橙）系	—	6以下
	R（赤）系、Y（黄）系	—	4以下
	上記以外	—	2以下
	無彩色	—	—
・アクセントカラーは小面積に抑える。			

※屋根の色彩は、上表の色彩基準を踏襲しながらも、できるだけ低明度、低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。

＜色彩基準以外の基準の考え方（市景観計画の景観形成基準に準じて定める。）＞

- ・地域特性に対する配慮事項
- ・まちの特性に対する配慮事項
- ・建築物の敷地に対する配慮事項
- ・建築物に対する配慮事項
- ・建築物の付帯設備に対する配慮事項
- など